

# 第4次赤磐市行財政改革大綱

(令和3年度～令和7年度)



令和3年1月策定

岡山県赤磐市

## 目 次

はじめに	1
1 これまでの行財政改革の取り組み	2
2 行財政改革を進める基本的考え方	
(1) 行財政改革の必要性	3
(2) 行財政改革の推進体制と市民への公表	4
(3) 行財政改革大綱の推進期間	4
3 行財政改革の基本理念と基本方針	
(1) 市の目指す将来像	5
(2) 行財政改革の基本理念	6
(3) 行財政改革の基本方針	7
行財政改革大綱の体系図	8
4 主要施策	
(1) 「ひと」「組織」の開発	9
(2) 「成果」「費用対効果」の追求	10
(3) 「民間活力」の導入	11
(4) 「受益者負担」の適正化	12
(5) 「施設」の最適化	12
5 目標とする指標と数値	13
用語解説	14
(本文中※印のある用語の解説です。)	

## はじめに

赤磐市は、令和2年3月7日に市制施行15周年を迎えました。今後の赤磐市の未来を明るいものとして次世代につなぐためには、足腰の強い財政基盤を築く必要があります。

これまで、赤磐市においては、第1次から第3次の赤磐市行財政改革大綱に基づき、厳しい財政状況を改善し簡素で効率的な行政運営を実現するため、各施策に取り組んでまいりました。近年は、より財政健全化に特化した取り組みが必要と考え、平成26年2月に赤磐市財政健全化アクションプランを策定し、数値目標を明確に設定しながら具体的な取り組みを進めてまいりました。

しかしながら、少子高齢化、生産年齢人口の減少や、公共施設の多くが更新時期となるなど、多くの課題が山積する中、<sup>\*</sup>地方交付税は平成27年度から段階的に減額され、財政的には、より厳しい状況に直面しております。

このような状況の中、国においては、平成26年11月に「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、全国的な人口減少に歯止めをかけるとともに、それぞれの地域の魅力や住みやすさを高めることが求められています。

赤磐市の魅力を高め、安全・安心のまちづくりを進めていくためにも、総合計画に基づきながら、様々な課題を的確にとらえ、行財政改革を確実に進めていくことが重要です。

そのため、赤磐市行財政改革審議会の皆様をはじめ多くの方々のご協力をいただき策定した第3次大綱の考え方や主要施策といった基本的な内容を踏まえつつ、その後の社会変化に対応すべく、ここに「第4次赤磐市行財政改革大綱」を策定いたしました。

避けては通れない課題に迅速に対応し、様々な施策の舵取りを考えていく際に、国や県、先進自治体の動向を的確にキャッチする一方で、赤磐市ならではの魅力を最大限に活かしていくよう、この大綱で示した目標や方向性を取組指針とし、職員一丸となって継続的に行財政改革に取り組んでまいりますので、ぜひ、今後とも、赤磐市政に対しご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年1月

赤磐市長 友 實 武 則

## 1 これまでの行財政改革の取り組み

赤磐市の財政状況が悪化していくことは合併当初から見込まれていました。そのため、合併後早期から行財政改革を推進し、行財政改革審議会からの提言を尊重しながら、さまざまな取り組みを進めてきたところです。

行財政改革の指針である行財政改革大綱は、平成18年3月に第1次行財政改革大綱を策定し、途切れることなく第2次行財政改革大綱、続いて第3次行財政改革大綱を策定し、今日まで至っています。特に、行財政改革大綱の個別施策をとりまとめた実施計画の実現については、市民や地域等の協力を得ながら、職員一丸となり取り組みを行ったところです。

また、平成26年2月には、<sup>\*</sup>経常収支比率の改善に着目した「赤磐市財政健全化アクションプラン」（以下「アクションプラン」という。）を策定し、財政構造の弾力化に取り組みました。

### 【行財政改革大綱の経過】

平成18年3月	第1次行財政改革大綱策定	推進期間：H17～21年度
平成22年3月	第2次行財政改革大綱策定	推進期間：H22～26年度
平成27年2月	第2次行財政改革大綱一部改定	推進期間：1年延長
平成28年2月	第3次行財政改革大綱策定	推進期間：H28～R2年度

第3次行財政改革大綱の主要施策への主な取り組み状況は次のとおりです。

- ①「ひと」「組織」の開発・・・定員管理計画を策定し、人事交流や研修などによって職員のスキルアップを図りながら、本庁と支所の権限や役割分担を含めた組織・機構の見直しを行い、職員の適正配置に取り組んでいます。
- ②「成果」「費用対効果」の追求・・・予算事業ベースで事務事業評価を全事業において行い、PDCAサイクルによる費用対効果の追求を図りながら、財源確保の視点にも重点を置き、各事業がより効率的に成果を出せるよう取り組んでいます。
- ③「民間活力」の導入・・・民間活力導入推進に向けた基本的な考え方を明確にし、市民サービスの向上を目指して、より効果的・効率的に各業務が行えるよう見直しフローを作成し、民間ノウハウやアクティブシニア、NPOの活用に取り組んでいます。
- ④「受益者負担」の適正化・・・公の施設に関する使用料の設定基準を策定して、見直しルールを明確にした上で、受益者負担の適正導入を念頭に、消費税などの様々な状況を勘案した見直しに取り組んでいます。
- ⑤「施設」の最適化・・・公共施設等総合管理計画を策定し、各施設の維持管理経費削減や未利用財産の売却等も積極的に検討しながら、今後の活用方法の見直しに取り組んでいます。

## 2 行財政改革を進める基本的考え方

### (1) 行財政改革の必要性

国において、平成26年11月には「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、全国的な人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度集中の是正に取り組むこととしたところです。そのため、地方の各市町村には、それぞれの地域の魅力や住みやすさを高めることが求められています。

このような状況の中、赤磐市では、平成27年度に第2次総合計画を策定しました。その計画の基本方針として、「活力ある、住みよい、住みたい、赤磐市」を掲げ、市民サービスの維持・向上や政策の継続を実現し、市の一体感の醸成に力を注ぐとともに、今後は、子育て、企業誘致、移住・定住などに重点を置き、「住み続けたい、住んでみたい、訪れてみたいと思われ選ばれるまち・赤磐市」の実現を目指すこととしています。

その実現を支える赤磐市の財政状況は、ここ数年、合併による大型施設の建設が集中したため、予算規模が膨れたものの、行財政改革の取組効果や地方交付税が合併の特例により加算されて交付されていたこともあり、悪化している状況ではありません。

しかし、経常収支比率は、平成25年度88.1%、平成26年度88.4%、平成27年度89.5%と、アクションプランの目標としている90%以下を達成したものの、平成28年度91.4%、平成29年度92.2%、平成30年度92.0%、令和元年度93.8%と、依然として財政が硬直化していることに変わりはありません。

そのうえ、中期的に財政状況を見通した際、特に歳入において、赤磐市の歳入総額の約37%（平成26年度普通会計決算）を占めていた地方交付税のうち、合併の特例により加算されている額が、合併後10年を経過した平成27年度から段階的に縮減され、令和2年度にはゼロになりました。縮減された額は、平成26年度の試算では、年額約17億円でしたが、その後の制度改革による影響により圧縮されたものの、令和元年度決算では約12億円となりました。

このような財政状況の中、人口減少社会、超高齢社会の到来とともに、高度経済成長期に建設した公共施設の一斉更新問題が発生し、安全・安心への対応が必要となります。また、\*地方分権の更なる進展による、新たな行政サービスも発生します。国や地方の財政が悪化していくことが推測されるなか、これまで当たり前であった行政主導による多様な市民サービスも、これからは行政による事業継続が困難なものとなる可能性があります。

赤磐市の現在の財政状況では、これらの諸課題に対応できているとは言えず、積極的な行財政改革や財政健全化への取り組みを、これからも継続的に行い、しっかりとした財政基盤を築いていく必要があります。

そのためには、総合計画の各種施策を実現するために自主財源を確保できるまちにするなど、まちづくりと行財政改革がまちの前輪と後輪として機能し、前に進んでいくことが大切であると考えています。

## （2）行財政改革の推進体制と市民への公表

行財政改革を確実に推進するために「行財政改革審議会」からの提言等を尊重し、市長を本部長とした庁内組織「行財政改革推進本部」を中心として全庁的に取り組みを進めます。大綱の推進管理にあたっては、副市長、教育長をはじめとする幹部職員が意識を共有し、別途実施計画を作成し管理していきます。

職員は人事評価の中で、行財政改革の推進に向けた目標を設定するなど、職員一人ひとりが危機感と責任感を持って、行財政改革を推進します。

また、行財政改革の推進状況や成果は、市議会や行財政改革審議会へ報告するとともに、市民向けにわかりやすく、市広報紙やホームページを通じて広く公表します。

## （3）行財政改革大綱の推進期間

この第4次の行財政改革大綱の推進期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

### 3 行財政改革の基本理念と基本方針

#### (1) 市の目指す将来像（第2次総合計画の基本理念）

赤磐市を市内外の人から「住み続けたい」、「住んでみたい」と思われるまちにするため、第2次総合計画によるまちづくりを進めて行くうえで、あらゆる分野において常に基本となる共通の基本理念を次のとおり定めています。

- 【つながり】 市民と行政が一体となって地域を築いていくことで、地域への愛着や誇りを持てる市民が主役のまちを目指します。
- 【うるおい】 恵まれた自然を活かすとともに、地域文化を守り地域を支える人を大切にする、こころ豊かで潤いのあるまちを目指します。
- 【にぎわい】 地域を支える産業の振興や地域資源を活かした観光資源などにより、活力と賑わいのあるまちを目指します。
- 【あんしん】 住環境をさらに高め、安全・安心に暮らせる快適なまちを目指します。

#### ◎市の目指す将来像

人“いきいき” まち“きらり” 活力ある、住みよい、住みたい、赤磐市

- ・まちづくりは、市民、地域、事業者、行政など総ての人が信頼関係により結ばれた強いきずなの下、共に考え、手を取り、行動していくことが必要です。
- ・赤磐市は、この将来の赤磐市の姿を実現していくため、地域特性や資源などの優位性を活かした取り組みを進めています。

#### 【人“いきいき” まち“きらり”】

人と人、人と地域、地域と地域などの多様なきずなや結びつきが原動力となって、市民の参画と協働によるまちづくりが推進され、人もまちも輝いて魅力を向上させます。

#### 【活力ある、住みよい、住みたい、赤磐市】

ひとりひとりが健康で、生きがいを持って安心して快適に暮らしています。高まったまちの魅力により、赤磐市に「また訪れたい」、「住んでみたい」、「住み続けたい」と感じる人が増え、まちに人が集まり、地域を活性化させます。

## (2) 行財政改革の基本理念

赤磐市における行財政改革は、「地方交付税の減額にも耐えうる持続可能な財政基盤の確立」と「第2次総合計画の実現」を両立させながら進めていく必要があります。

第2次総合計画においては、雇用の拡大、出産・子育て環境の充実など、取り組むべき施策は多くあります。人口確保や、まちの賑わいの創出などに全国の自治体が取り組む中、赤磐市においても、行財政改革を確実に進め、財源を確保したうえで、効果のある施策を講じなければ、総合計画の実現と目標の達成は困難となります。

赤磐市では「行財政改革によって得られた財源は、まちづくりのために活用する。」という考え方で、行財政改革により捻出した財源でまちづくりを進め、そのまちづくりで得られた財源で、更なるまちづくりを進め、総合計画の目標を達成し、あわせて財政健全化を達成していきます。

平成27年度から地方交付税の減額がはじまりましたが、引き続き、第2次総合計画の理念である「つながり」「うるおい」「にぎわい」「あんしん」の各分野に、行財政改革で生み出した財源を、各施策への選択と集中により、効率的な財源の配分を行いながら、安定した財政基盤の確立を目指します。その行財政改革へ取り組む推進力を生むために、市民と一緒に取り組み、また、民間のノウハウを活用し、職員一丸となってこれらの課題に対応していきます。

行財政改革大綱の推進は、第2次総合計画の着実に実現するまちの創生と、それを支える安定した財政基盤を築くためのものであることから、第4次行財政改革大綱の基本理念を次のとおりとします。

### 【基本理念】

まちの創生を支える足腰の強い財政基盤を築く改革

### (3) 行財政改革の基本方針

行財政改革は、「無駄を省くもの」という見方から、行政サービスが下がるようなマイナスイメージとして捉えられる傾向がありますが、本来は、市民サービスを向上させるためであって、限られた財源をどのように配分していくかという観点から、財政が悪化する中では避けては通れない道と言えます。

本大綱は基本理念のとおり、まちの創生を支え、安定した財政基盤の確立を図るもので、行財政改革の実現なしに、まちを発展させることはできません。

これからの、行財政改革に求められることは、前例主義による「行政運営」ではなく、費用対効果を意識した「行政経営」です。そのため、成果や費用対効果を追求するため優れた経営理念や経営手法を積極的に取り入れる、「企業的経営」を大綱の基本方針として掲げ、行財政改革を進めていきます。

特に行政の守備範囲について検討し、必要性の無いものや民間が担うことが適當と考えられるものは、統合、廃止、民間委託などを進めることで、行政の役割を重点化し、行政のスリム化を図ります。また、行政の守備範囲内のものであっても民間活力や※アクティブシニアなどを活用することにより、質の高い公共サービスの提供を目指しながら、財政のスリム化も図ります。

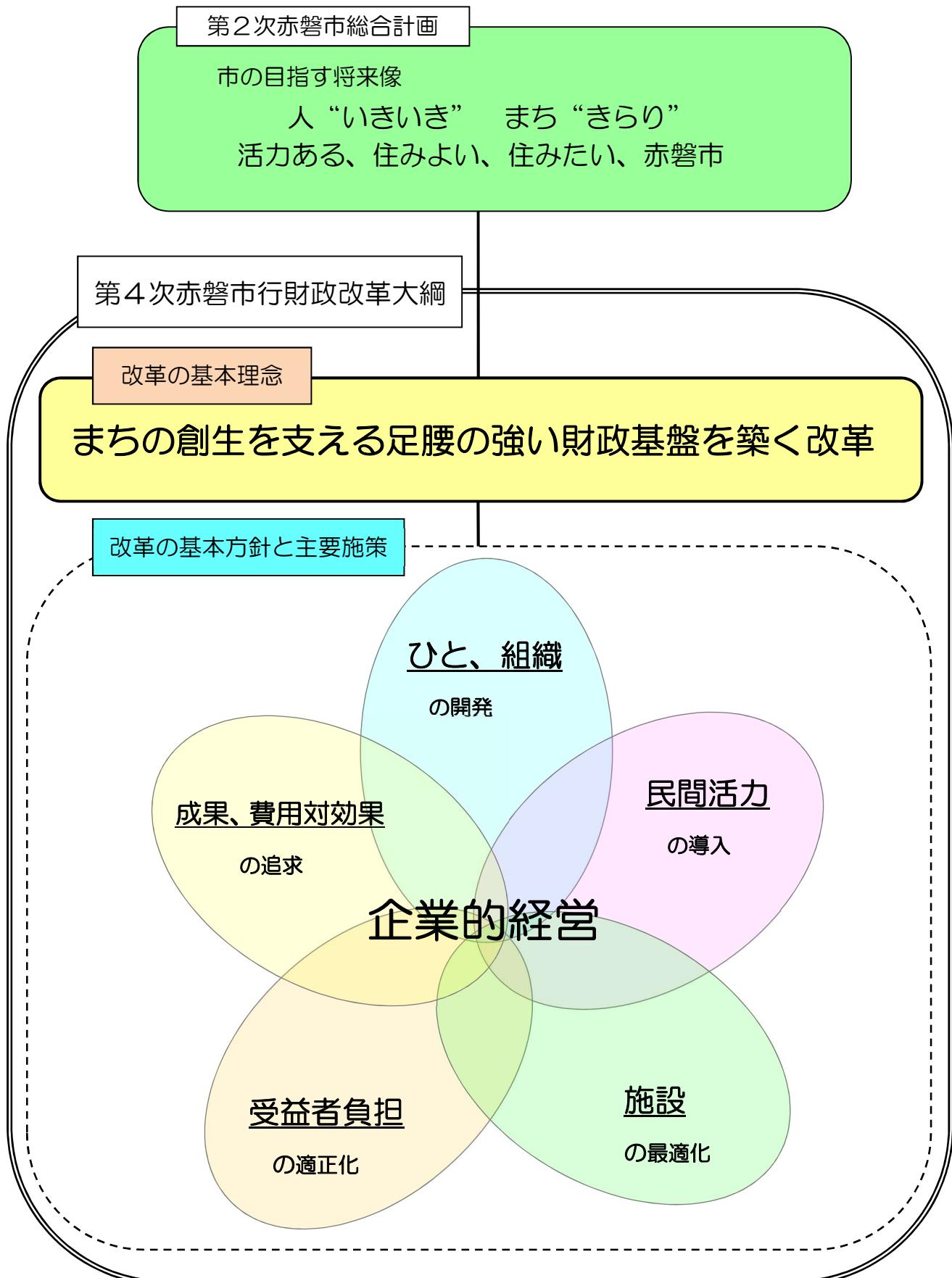
さらに、人材開発や組織開発がまちの創生の近道と捉え取り組みを行います。職員を適正に評価することにより一層の意欲向上を図り、職員は市民との対話を大切にし、職員と市民の思いを共有することで、ともに意識改革に取り組みます。そして、職員は市民の目線で考え、対話により説明責任を果たすことで、市民との信頼関係を築き、組織や地域を活発化させるなど、やりがいのある職場づくりに繋げます。

行政サービスの提供については、まちづくりによる市民満足度が向上するよう、「成果」や「費用対効果」に重点を置いた行政経営を行います。そのために、※PDC Aサイクルによる継続可能な点検・見直しの確立や、各事業や施設については、利用者の一部負担の導入を原則とし、事業によっては所得制限を考慮し負担の適正化に努めます。

公共施設等については、経営的な視点で地域の実情に応じて計画的に見直しを行うなど、※ファシリティマネジメントを推進し、施設の総合的整理を進めます。特に、急激な市民サービスの低下を招かないよう配慮し、施設の複合化、民間活力の導入等を進めます。

これらを着実に進め足腰の強い財政基盤を築くため、本大綱の基本方針に沿った行財政改革の実現に必要な5つの主要施策を定め、財政健全化の判断指標として財政の弾力化を表す経常収支比率を具体的目標として掲げます。

## 【行財政改革大綱の体系図】



## 4 主要施策

### (1) 「ひと」「組織」の開発

#### ① 職員の人材開発

- ・職員ひとりひとりが、「職員は現場のプロでなければならない」という意識を高め、専門知識や能力を活かして業務に取り組むことが、市民サービス向上と効率化につながります。そのためには、常に新しい考え方を取り入れながら将来的な展望を持って、適材適所での最適な期間の配置に努め、職員の資質向上を図ります。
- ・人事評価制度により、職員が個々に持つ能力・資質・適性を公正に評価し、より一層、職員の意欲や能力を最大限に引き出す人事管理に努めます。
- ・職員のスキルアップ研修を積極的に開催し、特に、説明力や対話力向上に努めます。コンプライアンス（法令遵守）意識を徹底したうえで、仕事の効率化を追求するため、活発に意見交換や※職員提案のできるよう、職場環境の改善に努めます。
- ・行財政改革が必要であるという市民の理解を得ながら、市民が参画しやすい開かれた行政を推進するためにも、情報の開示・提供に努め、分かりやすい情報提供を心がけます。
- ・職員と市民の対話を大切にし、職員と市民の思いを共有します。職員は市民との対話により説明責任を果たすことで、信頼関係を築きます。
- ・職員の意識改革の目標として、プロ意識を持った職員を育てる働き方改革を行い、全職員が各自の業務において「市民の立場にたったP D C Aを徹底する意識」を強く持つことを目指すとともに、残業時間の削減を徹底します。
- ・職員は、自分の携わっている仕事に関する知識を十分に持つことは当然のこととし、前例主義や縦割り主義にならず、常に一步前に出る構えを持ち、今までのやり方を変えて改善するための仕事をクリエイティブに提案・実践していく能力を持つよう、自己研鑽に努めます。
- ・職員が、新しい時代に向かって、新しい発想で、新しいことを提案できるプロに育ち、新しいことにチャレンジすることに喜びを感じられるよう、成果よりも果敢に挑戦することを重要視して評価し、元気のある組織を目指します。
- ・民間活力の導入等、行財政改革を実施するにあたっては、トップの明確なリーダーシップのもとに、職員・関係者との信頼関係を築きながら推進します。

## ② 定員管理と組織開発

- ・定員管理計画を策定し、確実な定員管理を行います。
- ・合理的な組織・機構の編成、課を超えた連携を検討します。また、\*再任用職員、  
\*任期付職員・嘱託職員、会計年度任用職員の採用など、組織や配置を総合的に  
見極めます。
- ・施設管理や事務事業全般を必ずしも公務員が行わなければならぬという訳で  
はなく、官民の連携、民間委託等の推進、地域協働など、多様な形態を活用す  
ることにより、業務を見直すことで、適切な定員管理を行います。
- ・新たな行政課題や多様な市民ニーズに対応するために、常に組織・機構の見直  
しを行い、組織・機構の見直しの際には、市民にわかりやすく、利用しやすい  
体制を整えます。
- ・デジタル技術の急速な進展により市民のライフスタイルも大きく変化する中、  
手続のオンライン化といったデジタル社会への変化に対応し、市民が行政サー  
ビスを受ける際の利便性が高まるようデジタルツールの活用を推進します。
- ・周辺自治体等との機能分担・相互補完等による広域行政を推進します。

## (2) 「成果」「費用対効果」の追求

### ① 事業目的の明確化

- ・予算事業ベースでの第2次総合計画との関連性について明確化します。
- ・予算事業ベースの目的と成果を明確化します。

### ② 全事業の総点検

- ・事業評価において PDCA サイクルを確立し、継続的な業務改善活動により成  
果と費用対効果を追求し、効果的・効率的な行政経営を進めます。
- ・PDCAサイクルの実施にあたっては、行財政改革担当課が積極的にヒアリン  
グを行うことにより、担当課の改革意識を高め、目標達成の推進を図ります。
- ・府内の意思統一を図ったうえで、各部の政策推進に目標を持ち、権限や責任を  
強化することにより事業をより効率的に執行します。
- ・事務事業の選択と集中により、\*スクラップ・アンド・ビルトによる業務見直  
しを行い、必要性の無いものや民間が担うことが適當と考えられるものは、統合、  
廃止、民間委託などを進めることで、行政の役割を重点化し、業務量を削減し  
ます。
- ・企業会計・特別会計について、事業の効率化と受益者負担の適正化による経営  
健全化を図り、独立採算による経営を原則として、これらの会計への一般会計  
から基準外の繰り出しありは、可能な限り抑制します。

### ③ 財源の確保

- ・新規企業の誘致等により市税の増収に努めるとともに、新たに歳入の見込めるものは積極的に推進します。
- ・市税、保育料、水道料金、下水道使用料、住宅使用料等のあらゆる納付金について、納入意識の向上、口座振替の推進に努めるとともに、収納率の向上や滞納整理を徹底します。
- ・公金管理については、例規等の整備を行い、現金保管から資金運用への転換を図り、運用・調達を確実かつ効率的に行うことにより、運用収入の増加を図ります。
- ・市民サービスのレベルアップの目標を戦略的に考え明確にしたうえで、国・県の補助金の更なる活用を検討し、歳入を確保します。補助金の活用にあたっては、職員が積極的に国・県からの情報収集に努めるとともに、申請書類等の作成能力が肝要であることを重視して取り組みます。

## (3) 「民間活力」の導入

### ○ 業務等への民間活力の導入

- ・事務事業の見直しにおいて、行政の守備範囲を検討し見直しするなど、官民連携を検討します。
- ・業務に、民間ノウハウや、女性、\*アクティブシニア、\*NPO を幅広く活用するなど、民間活力等の導入を図ります。
- ・\*指定管理者制度、\*PFI 方式、\*包括的民間委託等、民間の資金やノウハウを活用し、公共施設等の整備、管理等の効率化を図ります。
- ・自分のことは自分で守るという自助の意識、地域で支え合うという共助の意識を高め、仕組みづくりに必要な、NPO、協働組織の育成に努めるなど、協働のまちづくりを推進します。
- ・自助・共助の意識を高めるため、協働事業の普及啓発に務めます。
- ・高齢化社会の中で、退職後の市民による社会参加は、健康寿命の延伸につながるとともに地域に根ざした民間活力の原動力となるため、高齢者が参加しやすいボランティア組織の育成を図ります。
- ・ボランティア組織の育成にあたっては、市として感謝の意を表すことや、温かい声掛けで市のサポートを伝えることなどにも配慮し、参加者が幸せを感じられるよう支援します。

## (4) 「受益者負担」の適正化

### ① 見直しルールの明確化

- ・事業と同様に、受益者負担にも、見直しサイクルを確立し見直し頻度の設定を行ったうえで、定期的に見直しを行います。
- ・物価の動向や消費税などの様々な状況を勘案し、適正な負担水準の設定に努めます。

### ② 各受益者負担の見直し

- ・各事業の一部負担の導入を原則とし、ソフト事業を含む全事業について、使用料、手数料等の導入検討や、見直し作業を行います。
- ・施設使用料の設定基準を策定し見直し方法等について明確化したうえで、全施設の使用料の見直し作業を行います。特に、無料の施設や、他市町村に比べて安価な利用料の施設については、適切な負担を検討します。

## (5) 「施設」の最適化

### ○ 集約と総量の削減

- ・\*公共施設等総合管理計画に基づき、住民サービスの急激な低下に配慮しながら施設の集約と総量の削減に努めます。
- ・公の施設については、平成20年度に行財政改革審議会からの提言で示された方向性を尊重し、関係団体等に継続して理解を求めるとともに、ファシリティマネジメントを推進し、経営的視点に立った総合的な整理を進めます。
- ・施設整備については、市内施設の重複投資を避けることはもちろんのこと、周辺自治体等の整備状況も踏まえ、合理的かつ広域的に検討します。
- ・市が所有する未利用財産等については、積極的な売却等を実施し、歳入確保と維持管理経費の削減を図ります。
- ・施設の最適化を検討する際には、災害対策に配慮し、国土強靭化に関する補助金等の活用も含め、最小の経費で最大の効果が得られることを目指します。

## 5 目標とする指標と数値

平成16年度に合併した赤磐市にとって、本大綱の推進期間である5年間は地方交付税の段階的減額後にあたり、財政面での新たなスタートとなります。行政においては、将来にわたり安定的な市民サービスの提供が第1の責務であり、財政を悪化させたのでは、安定的なサービスの提供や、まちづくりによる市民の満足度を上げることも到底できません。

今後も事業の点検や見直しについてスピード感を持って、かつ確実に実行していくことが重要で、そのために財政経営の健全化に向けた取り組みについて具体的な目標を持つ必要があります。

目標はアクションプランと同様に経常収支比率に着目し、財政健全化に向けて市の財政を弾力性のあるものとするため、次のとおり目標数値を定めます。

### 【財政経営の指標と目標値】

令和7年度普通会計決算において経常収支比率 93.0%以下

#### ※ 参考

指 標 名	平成16年度 決算値 (合併年度)	平成21年度 決算値 (2次大綱策定年度)	令和元年度 決算値 (最新年度)	令和7年度 決算目標値 (本大綱目標年度)
経常収支比率	91.9%	91.4%	93.8%	93.0%以下

### 【目標値の説明】

経常収支比率は、財政構造の弾力性（ゆとり）を判断するための指標で、この比率が低いほど自治体の裁量で使える財源の率が増え、建設事業などの政策的経費に使える財源が増えていることを表しています。低すぎると市民サービスに充てている財源が少ないとも言えます。

地方公共団体の一般財源収入は景気や地域社会の変化に対応して変動し、自己調整により収縮を図ることができない反面、行政サービスの多様化等により、\*経常経費の伸びが著しいことから、収入と支出の変動が連動しません。

したがって、弾力性のない財政状況では、様々な変化に対応できないため、経常収支比率に着目し数値目標を設定するものです。

本指標の数値目標の決定は、最新の統計として発表されている平成30年度決算における全国的な類似団体の値を目安とし、より一層厳しくなる財政状況の中でも維持、改善を目指し、経常的な一般財源を政策経費や基金積立等の経費に充てる自由な財源として、今後も確保しておく必要があるためです。

## 用語解説

### ア行

#### アクティビシニア

団塊世代を中心に、自分なりの価値観をもつ元気な世代であり、年齢に関係なく仕事や趣味に非常に意欲的で、社会に対してもアクティブ（活発）に行動するシニア。

### NPO

Non-profit Organization の略。ボランティア団体や市民活動団体など、営利を目的とせず公益のために活動する「民間非営利組織」を広くさします。ここにいう「非営利」とは、「無償」で事業活動を行うことではなく、利益（剰余金）を団体の構成員に配分しないことを意味します。

### 公の施設

地方公共団体が住民の福祉を増進する目的を持って、住民の利用に供するために設置した施設（地方自治法第244条第1項）。

### 力行

#### 経常経費

人件費、公債費（\*地方債の元利償還金）、扶助費（生活保護費等）などの年々継続して固定的に支出される経費。

#### 経常収支比率

経常一般財源（毎年度連続して経常的に収入される財源のうち、その使途が特定されず自由に使用できる収入）のうち、どの程度が経常経費に充てられているかをみると、財政構造の弾力性を判断する指標。この数値が低いほど弾力的な財政構造といえる。

#### 公共施設等総合管理計画

地方公共団体が所有する施設全体の管理に関する長期の基本的な方針。

### サ行

#### 再任用職員

定年退職等により一旦退職した者を、1年以内の任期を定め、改めて任用する職員

#### 指定管理者制度

民間のノウハウ（技術や知識の情報）を活用して、民間事業者等を指定管理者に指定して、公の施設の管理運営を行わせる手法。

#### 事務事業評価制度

市が実施している事務事業について、計画、実施、点検、見直しのサイクルを定着させ、各事務事業の必要性や効果・効率性等を評価し、事業の改善や縮小、統廃合等を行い、行政活動の効率化やサービス向上、財源の有効活用等に役立てるもの。

#### 職員提案（制度）

職員が、職場等を越えて施策やアイディアを提案できるシステムで、優れた提案を実施に結びつけ、行政効率の向上や職員の能力開発を図るもの。

## **人事評価システム**

目標管理などの手法を用いて、職務上の能力や実績を一定基準により評価・分析し、職員の人才培养や人事管理を行う仕組み。

## **スクラップ・アンド・ビルト**

新しい組織・制度を立ち上げる場合、古い組織・制度を廃止して肥大化を防ぐ手法。

## **タ行**

### **地方交付税**

地方自治体間の財源の不均衡を是正し、すべての地方自治体が合理的かつ妥当な水準の行政を行うのに必要な財源を保障するもので、国税のうち一定の基準により、各地方自治体に交付される。

### **地方分権**

行政の権限を住民に身近な地方自治体にできるだけ移し、地域自らがその実情に応じた行政を展開すること。

### **地方債**

地方公共団体が、資金調達のために会計年度を越えてする借金。

## **ナ行**

### **任期付職員**

専門的な知識経験が必要とされる業務、一定期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務などに対応するため、任期を定めて任用する職員。

## **ハ行**

### **パブリックコメント制度**

行政が政策の立案等を行おうとする際に、その案を公表し、広く住民から意見や情報を提出してもらい、提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行うもの。

### **PFI方式**

Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

### **PDCAサイクル**

業務を円滑に進める方法の一つ。計画策定（Plan）→実施（Do）→検証（Check）→見直し（Action）を繰り返すことにより、業務を継続的に改善できる。

### **ファシリティマネジメント**

少ないコストで最大の効果を出せるように公有財産などを総合的に管理・活用すること。

### **包括的民間委託**

創意工夫によってより効率的なサービスが提供できるように、複数の委託事業を一つのまとまりとして委託する手法。